

青森県報

第七百五号

令和五年
十二月二十七日
(水曜日)

目次

告 示

- 救急病院の設置……………(医療業務課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 漁船保険付保義務の発生……………(同) ……二

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
- 所有者不明森林に関する裁定……………(林 政 課) ……三
- 知事管理漁獲可能量の公表……………(水産振興課) ……六

公安委員会

○青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条による告示……………(情報管理課) ……七

公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院局) ……七

告

示

青森県告示第七百五十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

り、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和五年十二月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	認定の有効期限
弘前中央病院	弘前市大字吉野町三の一	令和九年一月三日
独立行政法人労働者健康安全機構青森労働病院	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一	令和九年一月十一日

青森県告示第七百五十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年十二月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山七五三の三 浅井 弘之	泊区域 泊漁業協同組 合の地区	総トン数五トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五〇七 赤石 敏幸		
上北郡六ヶ所村大字泊字川原一五九の一 高梨 則光		総トン数五トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一の一六一 館花 政蔵		

青森県告示第七百五十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和五年十二月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

Table with 3 columns: 届出者 (Applicant), 加入区 (Joining Area), 漁業の種類 (Type of Fishing). It lists details for three different fishing areas in Aomori Prefecture, including names like 松橋 篤実 and 小枝 哲, and descriptions of the fishing methods and areas.

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ガラタウン・アオモリウエストモールA・B棟
青森市三好二丁目三の一九外
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社東日本アセット
弘前市大字広野一丁目一の二
取締役 秋元浩
三 変更しようとする事項

Table with 2 columns: 発起人の住所及び氏名 (Name and address of the initiator), 加入区の名称 (Name of the joining area). It lists 牧野 勇次 and 小林 秀則 as initiators and 三厩 (Mitsuma) as the joining area.

Table with 4 columns: 区 (Area), 分 (Division), 変更前 (Before change), 変更後 (After change), 変更年月日 (Change date). It details the change from a large-scale retail store to a small-scale one, with the change date set for January 31, 2024.

<p>設の施 営方法 に關す る事項</p>	<p>刻び閉店時 店時刻及 閉店時刻</p>	<p>おいて小 売業を行 う者の開 店時刻</p>	<p>閉店時刻 午後十時 B棟小売業者 午後八時 閉店時刻 午後八時 F棟小売業者 午後九時 閉店時刻 午後九時</p>
<p>乗客が駐 車場を利 用するこ とができ る時間帯</p>	<p>第一駐車場 午前八時三十分から午 後十時十五分まで 第四駐車場 午前九時三十分から午 後九時三十分まで 第六駐車場 午前九時三十分から午 後九時三十分まで</p>	<p>第一駐車場 二十四時間 第四駐車場 午前八時から午後九時 まで 第六駐車場 二十四時間</p>	<p>B棟小売業者 変更なし F棟小売業者 午前九時 閉店時刻 翌午前零時</p>
<p>荷さばき 施設にお いて荷さ ばきを行 うことが できる時 間帯</p>	<p>荷さばき施設A 午前六時から午後六時 まで 荷さばき施設B 午前十時から翌午前零 時まで 荷さばき施設F 午前六時から午後九時 まで</p>	<p>荷さばき施設A 二十四時間 荷さばき施設B 午前六時から午後九時 まで 荷さばき施設F 変更なし</p>	

四 届出年月日

令和五年十二月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和五年十二月二十七日から令和六年四月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年四月三十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

所有者不明森林に関する裁定

森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号。以下「法」という。）第二十七条第一項の規定により、次のとおり所有者不明森林に関する裁定をしたので、法第二十八条第一項の規定により公告する。

なお、この裁定について不服があるときは、この裁定があつたことを知った日の翌日から起算して三月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、裁定の取消しの訴えは、この裁定があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となる。）、提起することができる（なお、裁定があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内であっても、裁定の日から一年を経過したときは、裁定の取消しの訴えを提起することはできなくなる。）。ただし、裁定があつたことを知った日の翌日から起算して三月以内に審査請求を行った場合には、裁定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年十二月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

所在地及び地番	地目	面積(ヘクタール)
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二三の一	山林	〇・一一
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二九の一	山林	〇・九二
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二三	山林	〇・二三
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二三七の二	山林	〇・三三
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二三七の三	山林	〇・〇九
三戸郡三戸町大字梅内字雷平三一一三の二	山林	〇・〇四

二 三戸町が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

所有者不明森林の区分	始期	存続期間
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二三の一	経営管理権集積計画を定められた日	始期から令和二年三月三十一日まで
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二九の一		
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二三		
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二三		
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二三七の二		
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二三七の三		

三 三戸町が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

所有者不明森林の区分	経営管理の内容
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二三の一 三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二九の一 三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二三 三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二三	<p>1 三戸町が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。</p> <p>2 主伐後の植栽は、地拵を行った後、植栽した立木の林齢が存続期間中に一〇年生以上となるように実施するものとする。植栽</p>

三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二三の二 三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二九の二 三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二三の二 三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二三の二	<p>場所は、民家から二〇メートル以上の距離を確保するものとする。植栽の樹種は、周囲の景観に配慮して、低木樹種等を選定するものとする。</p> <p>3 保育は、存続期間終了時に成林するよう、下刈りや除伐等の必要な実施するものとする。</p> <p>4 実施の実施に当たっては、生物多様性の保全のため、溪畔林における不必要な伐採は控える等、必要な配慮をするものとする。</p> <p>5 火災、病虫害及び気象害の予防のため、森林の巡視を年一回以上行うものとする。巡視に当たっては、道路からの目視によって判断できる限りで行うものとする。</p>
--	---

四 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期

所有者不明森林の区分	額の算定方法	供託の時期
三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二三の一 三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二九の一 三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二三 三戸郡三戸町大字梅内字雷平二二三 三戸郡三戸町大字梅内字雷平二三七の二 三戸郡三戸町大字梅内字雷平二三七の三 三戸郡三戸町大字梅内字雷平三一一三の二	<p>経営管理権に基づき三戸町が実施する主伐の結果、生じた木材の売上による収益は三戸町のものとす。</p> <p>また、三戸町が経営管理を行うために要した経費は三戸町が負担するものとする。なお、三戸町から森林所有者に対して金銭の支払いは行わない。</p>	供託されるべき金銭は発生しない

五 所有者不明森林に係る権利の設定等の条件

当該森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、三戸町にその旨を通知するものとする。

六 二の存続期間の満了時及び法第九条第二項又は第三十二條第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

森林所有者と三戸町との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は森林所有者に帰属するものとする。

七 三戸町が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、次に定めるところによる。ただし、甲は森林所有者、乙は三戸町とする。

1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、一に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、一から四に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

2 受託者の義務

(一) 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(二) 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

3 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

4 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

5 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

6 経営管理権の設定等の条件

(一) 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

(二) 乙は、災害その他の事由により当該森林において1に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して9、10により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

(三) 甲は、二で定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

(四) 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

7 森林への立入り及び施設の利用等

(一) 乙は、1、9、15に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

(二) 乙は、1、9に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

8 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

9 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

(一) 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

(二) 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

(三) 乙が(二)により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年三月三十一日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

(四) 乙が(二)により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保

險事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

10 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- (一) 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- (二) 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

(三) 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

11 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、1に掲げる事項を実施する予定の森林について1に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- (一) 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- (二) 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- (三) 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

12 損害の賠償

- (一) 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- (二) 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

13 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

14 甲の通知及び届出

- (一) 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

(二) 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

15 経営管理実施権配分計画の作成

- (一) 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

(二) 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年一回の報告を徴収する義務のみを負う。

(三) 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

16 その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める

八 裁定の理由

当該申請に係る所有者不明森林については、今後、土地所有者による森林施業が見込めず、森林の自然的経済的社会的諸条件や周辺地域における土地の利用動向等を調査した結果、申請箇所は、民家に隣接する急傾斜地であり、枯死木や倒木、民家の上まで伸張する枝等が見受けられ、被害の発生が懸念されるため、当該所有者不明森林の経営管理権を三戸町に集積することが必要かつ適当であると認められるため。

知事管理漁獲可能量の公表

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和五年十二月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

次に掲げる特定水産資源に関する令和6管理年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県まあじ漁業	現行水準

第2 まいわし太平洋系群

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県まいわし漁業	現行水準

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第百六十六号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十一月青森県公安委員会規則第十七号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の根拠となる法令等の名称及び条項並びに当該申請等に係る電子情報処理組織の使用を開始する日を定めたので、次のとおり告示する。

令和五年十二月二十七日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

根拠となる法令等の名称及び条項並びに使用を開始する日

法令等の名称

条 項

使用を開始する日

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）

第十四条の二（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）

令和六年一月四日

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十二月二十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 十六万八千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

- 令和五年十一月二十七日
- 五 落札者の名称及び住所
カメイ株式会社青森支店
青森市原別八丁目七の一
- 六 落札金額
一リットル 八十九円八十七銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和五年二月十三日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭